経済産業省 再検討要請

管理番号	471	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興			
提案事項 (事項名)	ものづくり高度化支援に関する事務の都道府県への権限移譲							
是案団体 神奈川県								
制度の所管・関係府省								
	経済産業省							
求める措置の)具体的内容							
			基盤技術高度化支援事業」への	改善要望受付	けや相談			
「中小もの	づくり高度化法	」における研!	究開発計画の認定					
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等					
ものづくり	中小企業への対	え援策につい	ては、地方でも地域の実態に合	わせて行って	いるところである。地方			
			重複などが生じる可能性がある					
		_	究開発計画の認定業務等を移詞 の整合性を図ることができる。	棄することで、	地域の特性や都道府県			
CMIC X	心している注案/	日江心心水と	の走日はで図ることが、くとる。					

根拠法令等

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律 第4条第3項、第5条第2項、同条第3項、第11条から第13条

回答区分 C 対応不可

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促 進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際 競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体 の発展を図るものである。

したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できな

また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

認定等にあたって、国が全国的視点に立って基準を定め、当該基準に沿って都道府県が事務を執行するこ とは可能である。これにより、都道府県が実施する事業との連携も行うことができるようになり、より集中的な 効果をあげることができるようになるとともに、身近な都道府県窓口で事務を行うことで、中小企業者・小規模 事業者にとっても利便性が高まる。

なお、移譲と同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しくは間接補助先とするべきで ある。

全国知事会からの意見

・ものづくり高度化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府 県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。 都道府県が実施するもの づくり高度化支援に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題が あるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号 | 886 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 産業振興

提案事項 革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する (事項名) 事務・権限の都道府県への移譲

事伤・惟阪の仰迫府県への移議

埼玉県

制度の所管·関係府省

提案団体

経済産業省

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が 実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、革新的なものづくりにチャレンジするための試作品開発・設備投資などの技術開発支援に関する事務・権限(中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項に規定する特定研究開発等計画等の認定等)を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。

戦略的基盤技術高度化支援事業(サポーティング・インダストリー)

課題解決型医療機器の開発・改良に向けた病院・企業間の連携支援

地域中小企業知的財産戦略支援事業費補助金

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金(ものづくり補助金)

ものづくり・商業・サービス補助金

根拠法令等

経済産業省組織規則第230条35、36号、第231条18号

中小企業のものづくり基盤技術の高度化に関する法律第4条第1項、第5条第1、2項、12条

平成25年度補正 中小企業・小規模事業者ものづくり・商業・サービス革新事業(第1次公募要領)

ものづくり中小企業・小規模事業者試作開発等支援補助金交付要綱

戦略的基盤技術高度化支援事業補助金要綱等

回答区分 C 対応不可

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促 進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際 競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体 の発展を図るものである。

したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できな

また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない

ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、 我が国産業の国際競争力の強化等を図るものであり、8月11日までに公募を終了(予定)。

したがって、その執行に当たっては、全国的視点を要するほか、(補正という性格上、原則連続性を有さない 事業であるため、)移譲できない

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

本県では、平成22年度から次世代産業への参入、オンリーワン技術や高度な基盤技術の確立など、中小 企業が行う新製品・新技術の開発に対する補助事業を実施している。この事業は、オンリーワン技術の開発 などによって世界水準の中小企業を育成し、地域経済の発展のみならず我が国の国際競争力の強化及び 国民経済全体の発展を図るものである。

この補助金交付に当たっては、中小企業から事前に提出された開発に係る事業計画書を、技術系職員や 審査会(学識経験者や産業支援機関職員等で構成)などで審査し、補助事業者を選定しているところであ

こうした取組は、各都道府県が進めているところであり、中小企業ものづくり高度化法に基づく計画認定等 の事務処理も可能であり、都道府県が一元的に担うべきである。

なお、ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、同様の事業が平成24年補正、平 成25年補正で連続して実施されており、必ずしも単発事業とは言えない。今後、同種の補助事業について は、自由度を高めた上で地方に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・中小企業に対する技術開発支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都 道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施す る中小企業に対する技術開発支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題が あるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号	25	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興		
提案事項 (事項名)	新連携支援に	関する事務 <i>の</i>)都道府県への移譲				
提案団体	愛知県						
ーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーーー							
	経済産業省						
ナルフ世界の見たが内容							

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 新事業活動促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業の目的が、分野を異にする事業者が有機的に連携し、その経営資源を有効に組み合わせて、新事業活動を行うことにより新たな事業分野の開拓を図ることであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条、第12条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金(新連携支援事業)要綱

回答区分 C 対応不可

本制度は、中小企業の新たな事業活動の促進を図ることで国民経済の健全な発展に資することを目的と するものであり、国の役割を、地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業など全国的視点 に立った事業に限定する観点から、法律に基づく認定を行い、補助金の採択を行っているところ。

都道府県に認定の権限等を移譲した場合、全国的視点による採択が困難になり、施策の最適化がなされ なくなるため、全国水準で他の中小企業・小規模事業者にとってモデルとなり得る事業の確保が困難となり、 また、当該モデル事業を全国の中小企業・小規模事業者に対して普及することに著しい支障が生じる。

また、認定件数が年間O件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が必 要となり、都道府県での執行は極めて非効率である。

さらに、約2/3の認定案件が都道府県域を越えた中小企業の広域的な連携であることから、都道府県で の執行は困難である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当 である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国的な視点が必要である点に関して、経済産業局ごとに採択を行っている現状から見ると、採択の基準 を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思 われる。

また、各都道府県が、地域の中小企業のニーズを踏まえ、独自の支援メニューに本事業を組み合わせて活 用すること等により本事業の申請件数が増加することが期待できるのではないか。

さらに、本事業の認定案件を見ると、経済産業局をまたいだ連携があることから、コア企業を中心とした執 行を行うことにより、都道府県においても対応が可能であると考える。

全国知事会からの意見

新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施 する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に 関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた 上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号	27	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興		
提案事項 (事項名)	農商工連携に	関する事務の	都道府県への移譲				
(75,1)							
提案団体	愛知県						
制度の所管・	関係府省						
	経済産業省、農	農林水産省					

求める措置の具体的内容

地域における関係機関との案件発掘等に係る調整 農商工等連携促進法による事業計画認定・承認に係る事務 補助金の交付・確定に係る事務の権限移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

事業の目的が、農林漁業者と商工業者等が通常の商取引関係を超えて協力し、お互いの強みを活かして新商品・新サービスの開発、生産等を行い、需要の開拓を行うことであることから、地方が地域の中小企業のニーズに基づくきめ細かい支援を行うことが必要である。全国的な視点があるとしても地域振興に関するものであることから、自由度を高めて都道府県に交付すべきである。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条、第5条 中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金 農商工等連携対策支援事業要綱

回答区分 C 対応不可

ご指摘のような、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることという要件は法律等では求めて おらず、事業計画認定に係る事務については、本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び 地方農政局等に委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する 委員は、各経済産業局において各地域の外部有識者等から選出する等地域性や事業者のニーズ等に配慮 した運営を行っているところ。

また、各都道府県にて実施している農商工連携ファンド事業に対し、国が先進的なモデル事業の発掘・創 出の観点から、地方では行うことの出来ない全国的視点の下で事業計画の認定及び補助金交付による支援 を行う必要がある。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当 である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

事業計画認定に係る事務について、既に各地域の経済産業局及び地方農政局等に委任されていることか らすれば、都道府県に移譲することにより、さらに地域の中小企業のニーズを踏まえたきめ細かい支援を行 うことができるのではないか。

全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難に なることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商 工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

経済産業省 再検討要請

管理番号 851 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

農商工等連携促進法に基づく計画認定等の事務及び財源の都道府県への移譲

提案団体 愛媛県

制度の所管・関係府省

経済産業省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農商工連携の促進及び地域の実情や事業者等のニーズを踏まえた支援を行うため、現在、国が行っている 事業計画の認定や補助金の採択の権限及び財源を地方へ移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

農商工連携は、異なる産業間の連携により新たなビジネスチャンスに取り組むものであり、これまでの相談 事例からも、事業展開の初期段階から支援することが必要である。しかしながら、国の事業計画認定におい ては、新商品の開発等が完成品に近い段階まで進んでいることなどが要件となっているとともに、地域性や 事業者のニーズ等が考慮することなく全国一律に評価していることから、事業者が申請を断念するケースが 散見される。

全国を見据えた視点についても、現地、連携体の現状を掌握している県などの地域行政の判断(審査会等 や専門家の意見照会等)が必要である。

認定要件「新商品(新規性)」「有機的連携」「経済資源の有効活用」の審査については、農商工連携ファンド 事業等においても判断基準としており、県段階で情報を有していることから、県段階で審査実施することで情 報の精度が高まる。

認定件数が年間0件の都道府県は、現場での事業推進、認識等の低さ等問題を抱えている背景もあり、県に計画認定や補助金採択の権限を移管することで、連携事業者の掘り起し等につなげることができる。 (参考)

認定数H26..2.3現在 全国 計画認定626件、都道府県平均13.3件(愛媛県18件)、最少認定4件(佐賀県、長崎県)、最多認定 45件(愛知県)

愛媛県内計画認定者のうち、補助事業者実施 11/18件

年度別 農商工等連携事業認定数

H20(176件)、H21(184件)、H22(65件)、H23(60件)、H24(60件)、H25(67件)

農商工連携ファンドや6次産業化事業の採択が増加しているのに対し、減少している。地域とのつながりや事業PRが弱い。

県等が実施している農商工連携の促進に向けた各種支援事業との一体的な実施が可能となり、より効果的な支援につながる。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

回答区分 C 対応不可

売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは 貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思料され るが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路 開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。

また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局及び地方農政局等 に事務処理を委任しており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委 員は、各経済産業局において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制 で特に不備はない。

さらに、認定件数が年間O件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が 必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当 である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商 工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付するようご検討頂きたい。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商 工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号 982 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項 (事項名) 農商工等連携促進法による事業計画の認定権限等の都道府県への移譲

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

経済産業省、農林水産省

求める措置の具体的内容

農商工等連携促進法による事業計画の認定業務

中小企業・小規模事業者連携促進支援補助金の交付に係る事務

について、関東経済産業局及び関東農政局から都道府県へ権限の移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画の認定及び補助金交付に係る事務は、地域産業の振興の観点から重要な業務であるが、現状では、専ら国と事業者が調整しており、県は計画が策定された後に求められる意見書程度しか関与できていない。その結果、例えば、計画が実行されても、開発された商品が販売に結びつかないケースが散見されている。これは、計画段階における地元での販路の分析や支援体制の構築が不十分であることが原因である。国が現在行っている、人口の多い都心部における販路開拓は、重要であり、今後も継続した支援が必要である。しかし、産地における販路開拓や地元の支援などのバックグラウンドが無いものが、都心部で売れ続けることも難しく、都心と地元における販路開拓支援は、車輪の両輪であり、ともに推進するべきである。そして、現状の方式では、地元の体制づくりが困難であるため、権限と財源の移譲による事業のあり方の見直しを求めるものである。

また、全国的な視点から先進的な事例のみを支援するべきという意見もあるだろうが、地域的なレベル格差があるなかで、全国的には遅れている都道府県であっても、当該地域のなかで先進的なモデル事業を実施している事業者に対しては必要な支援をするべきである。

現状は国が計画を認定し、国が事業者に補助しているが、これを変更し、国が県内の都道府県中小企業センター等の運営管理法人に基金を設立し、県が計画を認定し、県が基金を通じて事業者に補助するよう権限と財源の移譲を求めるものである。

なお、国は全国的な視点から評価の準則を定め、県は準則を踏まえながら各県の評価基準を定めることで、広い視野や全国的な視点も踏まえた、事業としての一定の水準を保つ。

根拠法令等

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第4条

回答区分 C 対応不可

売れる商品を作るためには、都心部だけでなく地元においても販路分析や支援体制の構築が必要なことは 貴県の指摘どおりであり、貴県を始めとする地方自治体において積極的に取り組まれていることと思料され るが、農商工等連携事業計画の目標である付加価値額や総売上高の達成のためには都心部等への販路 開拓の重要性も高く、本事業は引き続き国が実施することが適当である。

また、本事業の執行については本省で一元的に行うのではなく、各地域の経済産業局に事務処理を委任し ており、事業計画の認定や補助金の採択にあたり審査を行う審査委員会を構成する委員は、各経済産業局 において当該地域の外部有識者から選出する等、地域事情に配慮しており、現行体制で特に不備はない。

さらに、認定件数が年間O件の都道府県も多数存在するが、事務量の多少に関わらず執行体制の整備が 必要となり、都道府県での執行は極めて非効率的である。

以上により、本事業は、引き続き国が事業計画の認定及び補助金の執行を行うことが効率的であり、適当 である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地元の販路分析や支援体制の構築については、地域の中小企業や小規模事業者の実情とニーズを把握 している都道府県が、その実施する他の産業政策と連携させることによってより効果を上げることができるた め、都道府県を実施主体にすること。

都心部への販路開拓は重要であるが、事務権限を移譲したうえで、国と地方が連携するべきと考える。 従って、その重要性が故に国が実施することが適当ということにはならない。

全国知事会からの意見

・農商工連携に関する支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する農商 工連携に係る事業の創出に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号	28	提案区分	A 権限移譲		提案分野	産業振興		
提案事項 (事項名)	中小企業再生支援に関する事務等の都道府県への移譲							
(尹垻石)								
提案団体	愛知県							
制度の所管・	関係府省							
	経済産業省(中	小企業庁)						
求める措置の具体的内容								
支援業務	を行う認定支援	機関(中小企	:業再生支援協議会等	の業務運	営の適正化	や監督業務の権限移譲		
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等					
	の必要性】			1-1-4-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1-1	7 1 1 1 1 4 4 2	>/2**** *****		
)経営改善・事業再生・ ることで、より一層実効性		
1			どし財源付与を条件と		1世代1岁成了《			
また、下訂	2の理由等から2	25年6月の全	≧国知事会でも地方自	治体への移	多譲を求めて	いる。		
「国の支援	髪基準に沿って再	耳生支援を行	うことから地域ごとに	異なる運用の	となる余地は	はとんどないこと」、「知		
						や債務保証をしているこ		
			ことにもなるか、債権が う認定支援機関の認			あれば地方自治体として		
で対心せる	このではり、心力	1日7月14月11日	プ部ルメ抜版例の部分	たで血自に	は必音がな	r,c_		

根拠法令等

産業競争力強化法第127条、第128条

回答区分 C 対応不可

国が示す支援基準は、関係者間の合意形成や税制措置の適用を受けるための最低限のルールを示してい るに過ぎない。他方、事業再生(私的整理)においては、債権者である全ての金融機関の合意が必要とな る。当該支援基準を基本としつつも、債権者である全金融機関と債務者である中小企業による最大公約数 的な計画内容及び金融支援を策定するためには、個別の事情に応じた対応が必要となるものであり、単に、 支援基準に沿って事業を実施すればよいものではない。(こうしたケース・バイ・ケースの対応を事前にルー ル化することは困難。)したがって、支援基準に規定されていない部分において、地域毎に異なる運用がなさ れた場合、取引先を広域に有する金融機関は、地域によって支援の運用が異なることで、債権放棄等の金 融支援に応じることが極めて困難となる。

本事業においては、10年の歳月をかけて国において知見の集約、情報共有、監督等により地域毎に異なる 運用にならないよう手当してきた結果、均一的運用が行われるようになったものである。

また、地域毎に異なる運用がなされ、全国統一された支援業務を担保できなくなると、金融庁や国税等から 認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い(債務免除益 課税の緩和、無税償却)の維持が困難となる。これらの取扱いが認められなくなった場合、中小企業の事業 再生に多大な影響を及ぼす。

さらには、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都 道府県が事業再生を実施する場合、税金を基に貸付や債務保証を実施したことから、債権放棄等に対し、 消極的になることも想定され、委託者である都道府県に対し、受託者である認定支援機関が適切な対応を取 りにくいということが生じる。このような利益相反を生じるほか、適正に認定支援機関の認定や監督を実施す ることは困難である。

なお、一部都道府県等から『中小企業への事業再生支援の取組強化をはじめとする支援の更なる充実を図 るなど万全な措置を講じること』との強い要望もある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小 企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をで きるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国知事会からの意見

・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小 企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をで きるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号 768 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

中小企業再生支援に関する事務の都道府県への移譲

提案団体 兵庫県、京都府、和歌山県、徳島県

制度の所管・関係府省

経済産業省(中小企業庁)

求める措置の具体的内容

中小企業再生支援に関する、支援業務を行う認定支援機関(中小企業再生支援協議会等)の業務運営の適正化や監督、中小企業承継事業再生計画(第二会社方式)の認定について、必要となる人員、財源とともに、中小企業庁(経済産業局)から各都道府県へ移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

平成18年度から中小企業支援の業務については移譲が進められたところであるが、再生支援については中小企業再生支援協議会等(本県:神戸商工会議所)への国の関与が残った状況にある。

【支障事例・制度改正の必要性】

見直し方針を受けて同法に基づいて定められた指針において、再生支援の体制構築のために、①国は地方公共団体等との連携体制の構築に努め、②地方公共団体は認定支援機関の事業の適切な運営に向け、人材の確保に努めるとともに、助言・支援等を行うとされているものの、プロダクトマネージャー等の人選において、金融機関出身者等直接利害関係のある人物が選ばれることもあり、相談者が安心して相談できる体制の構築の面での支障が懸念されるなど、県の方針と必ずしも一致しない。

業種・企業形態も多種多様であるとともに地域性も強い中小企業の再生支援にきめ細かく対応していくためには、権限移譲を行い、都道府県が主体的に取り組む体制構築の必要がある。

各都道府県が中小企業支援センター等を中心に整備した支援体制において、再生支援は不可欠であり、国の関与が残っていることは、プロダクトマネージャー等について地域ニーズに合っている人選ができていない等の課題もあり、少なくとも地域で中小企業支援を実施している都道府県の意見を反映させるべきと考えられる。

【改正による効果】

中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から見て、再生支援業務のみ国の役割とするのは不合理であり、国施策と絡む支援内容については国と連携して、地域の中小企業の実態を把握している都道府県が実施すれば、国が直接実施するよりも、より効果的な支援が可能となると考えられる。

兵庫県においては、(公財)ひょうご産業活性化センターを中核機関として県内の支援機関(19)と金融機関・大学等の連携団体(29)と「中小企業支援ネットひょうご」を構築しており、再生支援業務が県に移譲されれば、県内支援機関等との連携が密になりることから、他の経営支援、雇用支援との一体的な運用や財源の有効活用が可能となり、ワンストップ総合支援体制が強化される。

根拠法令等

中小企業基本法第24条第4項、産業競争力強化法第127条

回答区分 C 対応不可

総括責任者(プロジェクトマネージャー)の選任に関しては、認定支援機関である各都道府県の財団法人や 商工会議所等からの推薦を受け、再生支援に関する知見や地域金融機関との連携等を重視しつつ、国が了 承(追認)しているもの。また、運営上も、総括責任者の選任要件として、金融機関からの現役出向者を排除 し、総括責任者補佐も金融機関からの出向の場合、利害関係のある案件担当から除外することを求めてお り、利害関係が生じない仕組みとなっている。かかる取り組みもあり、これまで、総括責任者が金融機関出身 者であることをもって、相談者が安心して相談することができないといった声が聞こえてきたことはないが、そ うした意見等があれば、真摯に制度等の説明をさせていただきたいと考えているところ。

また、再生支援は専門性が高い分野であり、他の中小企業支援とは性質を異にする。地域毎に支援にかか る運用が異なると、金融機関は債権放棄等の金融支援に応じることが極めて困難となることに加え、金融庁 や国税等から認められている金融検査上の取扱い(貸出条件緩和債権としない取扱い)や課税上の取扱い (債務免除益課税の緩和、無税償却)を受けることも困難となるため、引き続き、国の関与が必要となってい る。

さらには、都道府県は中小企業者への債権者として、直接貸付や債務保証をしており、その債権者である都 道府県が事業再生を実施する場合、利益相反が懸念され、適正に認定支援機関の認定や監督を実施する ことは困難である。

なお、都道府県との連携については、各中小企業再生支援協議会の全体会議で各都道府県担当部署に出 席・発言いただく等、連携を図っているところであるが、この他、中小企業支援センター等との連携を含め、引 き続き、ご協力をお願いしたい。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・地域の中小企業の実態を把握している都道府県に権限移譲することにより、より効果的な支援が可能にな る。
- ・中小企業を創業、成長支援、経営革新等から再生まで一貫して支援するという観点から、再生支援業務の みを国の役割とするのは不合理であり、特に総括責任者の選任等にあたり課題があるものと認識している。
- 再生支援は専門性が高いとの指摘であるが、地域において金融行政や各種企業支援に取り組んでいる都 道府県において、十分に対応可能である。
- なお、利益相反については、国も高度化事業等で関与している。

全国知事会からの意見

・中小企業再生への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する中小 企業再生支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をで きるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号	29	提案区分	A 権限移譲		提案分野	産業振興		
提案事項 (事項名)	地域商店街活	生化に関する	事務の都道府県へ	の移譲				
提案団体	愛知県							
制度の所管・	関係府省							
	経済産業省							
求める措置 <i>の</i>)具体的内容							
			業務のうち、「地域コ	ミュニティの	担い手」として	行う、		
「商店街活	5性化や支援に	関する事務」の	の権限移譲					
具体的な支障	章事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等					
	の必要性】							
						ている。本県が当該事 的な事業計画及び執行		
を行うこと		-00) ()(00) [1	ZIHTK (II ZI Z	7 6 70 713 07				

根拠法令等

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律 第4条から第7条及び第12条、第13条

地域商業自立促進事業要綱

回答区分 C 対応不可

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフ ラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基 本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な 取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政 策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させ るためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について 俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えてい

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握して いることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、こ れに配慮することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道 府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する 地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度 をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道 府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する 地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度 をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号	638	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	地域商店街活	性化法に基づ	びの店街活性化事業記	十画の認定事務の権限	艮委譲
· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·					
提案団体	長崎県				
制度の所管・	関係府省				
	経済産業省				
			-		

求める措置の具体的内容

地域商店街活性化法に基づき商店街振興組合等が作成する商店街活性化事業計画の認定権限を都道府 県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性】

地域商店街活性化法第4条において、商店街活性化事業を行おうとする商店街振興組合等は、作成した商店街活性化事業計画について経済産業大臣の認定を受けることができることされている。

同法第11条により、国は商店街活性化事業の促進を図るため必要な支援を行うこととしており、国においては地域商店街への補助事業を各種実施しており、上記の計画認定を受けた事業には補助率の嵩上げも行っている。

申請については、申請者(商店街)が直接国(経済産業局)へ計画書等を提出し両者で内容を調整するため、県には、計画の最終案について意見照会がされるのみである。

商店街活性化に関する事務は地域の実情に応じた視点が必要であり、都道府県において認定事務を行うことにより、市町村や都道府県が実施する事業と横断的な連携を図るなど、計画実施の支援を進めることができ、商店街の活性化を図ることが可能となる。

根拠法令等

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条、第11条

回答区分 C 対応不可

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフ ラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基 本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な 取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政 策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させ るためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について 俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えてい

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握して いることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、こ れに配慮することとしている。

各府	f省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見	

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道 府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する 地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度 をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号	668	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興

提案事項 (事項名) ┃地域商店街活性化地域振興に資する事務の希望市町村への移譲

提案団体 堺市

制度の所管・関係府省

経済産業省(中小企業庁)

求める措置の具体的内容

国が公募する補助事業の中で地域振興に資するものは、希望する指定都市など地域に最も身近な基礎自 治体に移譲すべきである。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

これまで国が実施していた施策の中でも、商店街の各種事業に対する補助(地域商業自立促進事業など、地域振興に資する支援事業については、地方の実情に応じたより効果の高い事業とすることが必要であると考えます。地域の特性に精通している基礎自治体が、それら事業を具体的な施策として設計・運用する制度への変更、及びそれに伴う必要な財源措置(交付金)を講じて頂きたい。

工事内容に変更があった場合等、申請者である商店街は不慣れで説明資料の作成等の書類作成が困難なことが多く、地域の実情や工事内容を理解している地方自治体職員に問い合わせが入る場合があります。希望する基礎自治体に、地域振興に資する国の補助金の予算が配分され、移譲される権限と財源をもとに制度設計や運用をできるようになれば、地域の実情に合わせて、基礎自治体が既存施策と一体的に中小企業振興に取り組むことができ、中小企業に対してタイムリーかつ分かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となります。

地域商店街等に身近な基礎自治体が実施することにより、地域商店街の一層の活性化に加えて、全国レベルのモデルとして国内に波及できるような取り組みとなることも期待できます。また、地域振興に資する補助金の中でも、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについては、運用面で基礎自治体がより関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考えます。"

根拠法令等

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第11条 地域商業自立促進事業費補助金交付要綱

回答区分 C 対応不可

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフ ラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基 本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な 取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政 策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させ るためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について 俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えてい

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握して いることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、こ れに配慮することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

少子化や高齢化が急速に進行するなかで、基礎自治体に対しては、地域特性を踏まえ、生活者のニーズ に合わせた身近な商業機能の充実などが求められている。特に、商店街については、地域コミュニティ機能 やニーズに合った商業機能の充実により、賑わいのある商店街づくりへの支援が求められている。

そのような中、国が実施する地域商業自立促進事業等、地域振興に資する事業については、商店街を構 成する商店主や商店街と深い関わり合いを持つ周辺の住民や自治会、中小企業等に身近で、かつ、地域内 の商業集積地の状況に精通している基礎自治体が、補助事業の設計や運用を担えるようになれば、自治体 が持つ既存施策と一体的に地域の商店街活性化に取り組むことができ、商店街に対して、タイムリーかつ分 かりやすい施策案内・活用を促すことが可能となると考える。

また、商店街や関係機関、基礎自治体などがより一層、連携して取り組むことにより、全国レベルのモデル として国内に波及できるような取り組みとなることも期待できる。

なお、地域商業自立促進事業のうち、全国的な視点のもと国が実施する必要があるものについても、運用 面で基礎自治体がより関与できるような仕組みができれば、より実効的な制度になると考える。

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道 府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する 地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度 をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

経済産業省 再検討要請

管理番号 764 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項 地域

地域商店街活性化法に関する認定事務及び地域商業自立促進事業の補助金交付事務の都道

府県への移譲

提案団体 | 兵庫県、徳島県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を、必要となる人員、財源とともに、国から都道府県へ、移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】

国は地方が行うことのできない全国レベルの先端的なモデル事業に限定し、全国的視点のもとで採択を行っているとしているが、国が地域商業自立促進事業として実施するにぎわい創出イベントの開催支援、地域住民のニーズに合った商店街の新陳代謝を図る取組、地域コミュニティの形成に向けた取組の支援は、県施策と内容が類似しており、支援の対象となる事業者にも差異はない(本県でも、国と同種の事業である、商店街新規出店・開業等支援事業、商店街支援事業、商店街整備事業等を実施)。

平成26年6月に国が認定した事業を見ても、①イベント開催、②地域コミュニティ活動拠点施設整備、③空き店舗を活用したアート活動支援、イベント開催等となっており、全国レベルの先端的なモデル事業とは考えられない。

【制度改正の必要性】

商店街の支援については、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきであり、また、商店街の商圏が複数の市町域にまたがることから、広域団体である都道府県が行う方が総合的な施策展開が望める。

そこで、地域商店街活性化法による商店街活性化事業計画・商店街活性化支援事業計画の認定事務及び 地域商業自立促進事業費補助金の交付事務を国から都道府県へ移譲し、都道府県施策との一元化を図る ことにより、総合的な商店街の活性化施策を実施する。

【想定される事業スキーム】

- (1)金の流れ:経産省→県(交付金)→商店街振興組合等
- ②内容: 経産省では、多種多岐にわたる補助金が毎年新設・増額されており、1件あたりの補助額も100万~5億円と幅広く設定されている。均等配分を求めているものではなく、商店街数など地域の実情に応じて配分されればよいと考える。
- ③全国的な視点から計画の認定及び補助金の採択

通常分は交付金として国の施策とも整合を図った都道府県の全体計画に基づいて配分、先導的かつ一定規模以上の事業については、経産省と個別協議するスキームで担保することが可能。

根拠法令等

地域商店街活性化法第4条~第7条、第11条、地域商業自立促進事業費補助金交付要綱

回答区分 C 対応不可

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフ ラであり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基 本法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な 取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政 策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させ るためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について 俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えてい

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握して いることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、こ れに配慮することとしている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・国が認定する地域商業活性化法による計画及び採択する地域商業自立促進事業は、これまでの実績を見 ても、全国レベルの先端的なモデル事業とは到底考えられない。
- ・商店街振興は、住民に身近な行政として地域の実情を熟知した地方公共団体に委ねるべきである。
- ・なお、全国発信に必要な情報は国に対して提供する。

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道 府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する 地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度 をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る 事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

経済産業省 再検討要請

A 権限移譲 産業振興 管理番号 887 提案区分 提案分野

提案事項 (事項名)

地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限の都道府県への移譲

提案団体

埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事 務・権限のうち、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行ってい る。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新 事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。このため、中小企業への支援に 関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の 中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行え る。こうしたことから、地域の商店街等の活性化支援に関する事務・権限(商店街の活性化のための地域住 民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1項に規定する商店街活性化事業計画の認定等) を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都 道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。

商店街まちづくり事業

地域商店街活性化事業

商店街まちづくり事業(中心市街地活性化事業)補助金

地域商業自立促進事業補助金

ものづくり・商業・サービス補助金

根拠法令等

経済産業省組織規則第231条11号

商店街の活性化のための地域住民の需要に応じた事業活動の促進に関する法律第4条第1、3、4項、第5条 1、2、3項、第13条1項、第6条第1、3項、第7条第1、2、3項、第13条第2項

商店街まちづくり事業募集要領、地域商店街活性化事業募集要領、商店街まちづくり事業(中心市街地活性 化事業)募集要領、地域商業自立促進事業募集要領

地域商業自立促進事業補助金交付要綱等

商店街は、小売りの中でも売上の約4割を占めるなど大きな位置を占め、地域住民にとっても重要なインフラ であり、その活性化は地域経済のみならず、国家的視点からも優先順位の高いものである。中小企業基本 法第20条においても「国は商店街等の活性化を図るため、必要な施策を講ずる」とされている。

全国の商店街が衰退し地域経済の再生が国の政策として重要になる中、商店街支援は国として不可欠な 取組となっている。

地域商店街活性化法では、全国の商店街にとって参考となる「商店街ならでは」の取組を認定し、国の政 策資源を集中的に投入して支援することとしている。また、こうした先進的な取組事例を広く全国に展開させ るためには、全国的に普及・広報を行っていくことが必要不可欠である。したがって、全国の商店街について 俯瞰することが可能であり、全国的な情報発信ネットワークを持つ国が認定権者として適切であると考えてい

補助事業についても、集中的支援の一環として国が行うことが適当である。

なお、都道府県や市町村などの地方公共団体は、自らの地域内の商店街についてはその実情を把握して いることから、当該商店街の商店街活性化事業を認定する際には、これら地方公共団体の意見を聴取し、こ れに配慮することとしている。

また、商店街まちづくり事業及び地域商店街活性化事業については、平成24年度に緊急経済対策として補 正予算にて組成され、その機動的かつ継続的な実施が期待されるものであり、その性質上、国で実施するこ とが適当である。

補助事業者の採択にあたっては、上記同様、各地方公共団体向け意見を聴取し、これに配慮すると同時 に、地方公共団体からの支援表明書等を申請の要件としているところ。

中心市街地の活性化に関する事務については、施策効果の適正化・最大化を図るため、各地域の特性や 近隣地域の状況等に配慮しつつ、国が地方自治体の枠を超えた全国的視点のもとで行う必要がある。

特に補助事業については、限られた財源の中で、周辺他地域の先導的モデルとなり得る事業のみに限定 して採択を行う必要があり、中活法に基づき関係大臣の同意を得て内閣総理大臣の認定を行った市町村の 作成する基本計画の中から全国的視点のもとで採択を行っているところ。

ものづくり・商業・サービス補助金については、補正予算に基づく経済対策の一環として、我が国産業の国 際競争力の強化等を図るものであり、8月11日までに公募を終了(予定)。

したがって、その執行に当たっては、全国的視点を要するほか、(補正という性格上、原則連続性を有さない 事業であるため、)移譲できない

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地域の商店街等の活性化は、極めてローカルな課題であり、国が県や市町村を飛び越えて、一律に直接 商業振興施策を推進する必要性は見当たらない。

商店街振興のための国の補助事業は、商店街に直接補助し商店街が事業実施主体となるものである。バ ブル崩壊・規制緩和後の体力の低下した商店街が自ら実施する商店街振興イベントやまちづくり等の事業に 振り回され、商店街の繁栄、商業者の収益力向上に結びついておらず、商店街数、個人の小売事業所数は 減少の一途をたどっている。

こうした状況に歯止めをかけるには、商店街はまず各個店の収益力向上に資する取組を行い、にぎわい創 出のイベントやまちづくりの取組等は、極力市町村や地域住民、NPOなどの関係者を巻き込んで行う仕組み にする必要がある。

国庫補助事業採択時の地方公共団体への意見聴取は形式的なものにとどまっており、地域では本当に必 要な取組を自ら考え実行していく運営力を欠き、商店街振興によって税収増等のメリットを享受する市町村 が、地域振興の主体となりえていない。

従来型の支援スキーム、商店街振興施策は行き詰っており、地域住民の意向が反映され、地域の実情・特 性をよく熟知している基礎的自治体である市町村が中心となって推進するものに変えていかなければならな い。国は直接商店街に補助するのでなく、都道府県、市町村を通じた支援を行うべきである。

なお、ものづくり補助金、ものづくり・商業・サービス補助金については、同様の事業が平成24年補正、平

成25年補正で連続して実施されており、必ずしも単発事業とは言えない。今後、同種の補助事業については、自由度を高めた上で地方に移譲すべきである。

全国知事会からの意見

・地域商店街活性化への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する地域商店街活性化に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号	30	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興				
提案事項 (事項名)									
 									
提案団体	是案団体 愛知県								
制度の所管·関係府省									
	経済産業省								
求める措置σ)具体的内容								
地域にお	ける関係機関と	の案件発掘等	等に係る調整						
補助金の	交付・確定に係ん	る事務の権限	移譲						
	ᅕᆂᄺᆝᆘᄔᅷᄼ		5.4. V W. W.						
	事例、地域の	美情を始ま	えた必要性寺 						
【制度改正の必要性】 事業の目的が、複数の中小企業等が連携して、世界に通用するブランドカの確立を目指す取組みに要する									
2		小企業等が追	車携して、世界に通用するブラン	ドカの確立を	・ 日指す取組みに要する				
事業の目	的が、複数の中		重携して、世界に通用するブラン 或中小企業の海外販路の拡大を						
事業の目 経費の一 び地域中	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に	とにより、地域 :寄与すること	成中小企業の海外販路の拡大を こであることから、地方が地域の	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				
事業の目経費の一び地域中い支援を	的が、複数の中部を補助するこの 小企業の振興に 行うことが必要で	とにより、地均 :寄与すること である。全国的	或中小企業の海外販路の拡大を ∵であることから、地方が地域の りな視点があるとしても地域振興	図るとともに、 中小企業の=	、地域経済の活性化及 ズに基づくきめ細か				

根拠法令等

小規模事業者等JAPANブランド育成・地域産業資源活用支援補助金(地域産業資源活用支援事業)交付要綱

回答区分 C 対応不可

本事業は、地域間の公平性に配慮するのではなく、日本全体の輸出促進政策を踏まえた上で、全国的視野 に立ってプロジェクトを選定しているため、都道府県に本事業に係る事務を移譲した場合、我が国JAPANブ ランドの普及推進に著しい支障が生じる。

また、平成25年度の本事業による支援件数は、全国で82件であり、最も多くの案件がある自治体でも9件 にとどまり、微少な事務量を自治体に移譲して行うことは、行政効率の観点から著しく非効率であり、各自治 体にとって、少ない案件数では海外展開支援のノウハウが蓄積し難く、引き続き国が一体的に支援を行うこ とが効率的であり、かつ妥当であることから、経済産業局が事務を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

全国的な視点が必要である点に関して、経済産業局ごとに採択を行っている現状から見ると、採択の基準 を明確にされれば全国的視点による採択が困難になることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思 われる。

また、各都道府県が、地域の中小企業のニーズを踏まえ、独自の支援メニューに本事業を組み合わせて活 用すること等により本事業の申請件数が増加することが期待できるのではないか。

全国知事会からの意見

・JAPANブランド育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道 府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するJ APANブランド育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、 自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号 | 261 | 提案区分 | A 権限移譲 | 提案分野 | 産業振興

提案事項 新たな需要を創 (事項名) か思い教練

新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限の都道 府県に移譲

提案団体 埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省、経済産業省(中小企業庁)

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限を 都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が 実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支援に関する事務・権限 (中小企業の新たな事業の創出等)を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。

地域需要創造型等起業・創業促進事業(創業補助金)

小規模事業者活性化補助金

根拠法令等

経済産業省組織規則第231条19号等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第9条

地域需要創造型等起業 · 創業促進補助金交付要綱

回答区分 C 対応不可

現在、創業支援については産業競争力強化法に基づく市区町村の創業支援事業計画の認定や経営革新等 支援機関の認定、商工会議所・商工会を通じて、対象者にきめ細かい支援を効果的且つ効率的に実施でき ている。また地域需要創造型等企業・創業促進事業(創業補助金)は、新たに創業を行う者に対して、その創 業に要する経費の一部を助成する事業で新たな需要や雇用の創出を促し、ひいては経済の活性化をさせる 目的である。また過去4回公募で応募件数15,000件以上の審査を実施した実績があることや、地域審査会に よる各地域に応じた審査や全国審査会による事業者のレベル統一を図る審査体制を既に整えている。これ らを考慮すると既存スキームで創業支援を包括的に実施していくことが効率的且つ効果的であると思料し、 引き続き経済産業局が創業支援に関する事務等を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、創業支援については産業競争力強化法に基づく市区町村の創業支援事業計画の認定を経済産業 局で行っているが、国と市町村で完結してしまうことなく、この地域で創業支援の実績のある県が中心に入っ たほうが、広域的なネットワーク構築など横のつながり支援等をより効果的に発揮することができる。

地域需要創造型等企業・創業促進事業(創業補助金)については、資金面で課題のある対象者支援として 有効な施策であるが、創業前、創業時、創業後までのスパンで包括的支援を実施してきたのは県である。平 成16年からの10年間で2,106件(平成26年7月末現在)の創業を支援してきた本県での実績及び対象者 志向のワンストップサービスのさらなる充実を図るという観点からも補助金事業を県で実施することが適当で ある。

全国知事会からの意見

・新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業への支援は、都道府県の関与を強化して地 域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を 上げることができる。都道府県が実施する新たな需要を創造する新商品・サービスを提供するための創業支 援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高 めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

提案事項(事項名)

商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限の都道府県への移譲

提案団体 埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が 実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、商工会・商工会議所と一体となった販路開拓に関する事務・権限を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。

地域力活用市場獲得等支援事業

根拠法令等

経済産業省組織規則第231条21号

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第11条第1項

小規模事業者持続化補助金交付要綱(日本商工会議所及び全国商工会連合会)

地域力活用市場獲得等支援補助金交付要綱

回答区分 C 対応不可

小規模事業者持続化補助金による商工会・商工会議所と小規模事業者が一体となった販路開拓支援につ いては、商工会・商工会議所の全国団体である全国商工会連合会・日本商工会議所と連携し実施している 事業である。

その採択・執行に当たっては全国で公平性を確保した審査・執行体制を構築しており、都道府県の判断で 柔軟に対象団体に交付できる交付金とすることは、都道府県間で不公平な執行状況が生まれかねず、移譲 できない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県は地元の商工会・商工会議所、企業との距離が近く、補助金の執行に伴う経営計画の策定や販 路開拓の課題に対しても、横断的な対応が可能である。このように地域と結びつきの深い事業については、 都道府県が担う方が適当である。

補助金の採択・執行については、採択審査基準の明確化や事務執行マニュアルの整備により全都道府県 で統一したルールを構築でき、不公平は生じないと考える。

全国知事会からの意見

・販路開拓への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実 施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する販路開拓に 関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた 上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号	942	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興				
提案事項 (事項名)									
提案団体	神奈川県								
制度の所管・	制度の所管·関係府省								
	経済産業省								
求める措置の)具体的内容								
「戦略的基	基盤技術高度化	支援事業」執	行、フォローアップ及び成果普及	等					
具体的な支障	事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
	、盤技術高度化 プップ及び成果普		ポイン)」「中小企業・小規模事業 首府県に移譲	美者連携促進	支援補助金」の執行、				
-			ョが 乐に移議。 、間接補助先を都道府県とする。	ことを想定して	こいる 。				
•	-	単力的運用が	できる補助率の設定をしてほし	い。(現行:国	2/3 ⇒ 例:国2/3、都				
	/3以内など) 基盤技術高度化:	支援事業」に [.]	ついては、移譲を行うことで、従	前から都道府	・ 県で実施している施策				
			爰策として展開することが可能と 「また」						
			存県を跨っていても、補助事業主	こは代表となる	る一社だけであることか				
り、都迫か	T県単独でも父が	†事務は行え	るものと考える。						

根拠法令等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律施行令 第10条第1項、同条第2項、第11条第1項、第12 条第1項

回答区分 C 対応不可

中小ものづくり高度化法は、中小企業によるものづくり基盤技術に関する研究開発及びその成果の利用を促 進するための措置を講ずることで、中小企業のものづくり基盤技術の高度化を図り、我が国の製造業の国際 競争力の強化及び新たな事業の創出を目的としており、単なる地域経済のニーズを超えて、国民経済全体 の発展を図るものである。

したがってその認定等については、全国的視点に立って、経済産業大臣の責任とされており、移譲できな

また、この法に基づく補助事業についても同様の視点が不可欠であることから移譲できない

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、地域の中小企業を熟知した都道府県が事業執 行、補助金執行業務等を担ったほうが、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果 のある支援策として展開することが可能と考える。

なお、移譲と同時に補助事業については、都道府県を実施主体にするか、若しくは間接補助先とするべきで ある。

全国知事会からの意見

・新連携への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県が実施 する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する新連携支援に 関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた 上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

管理番号 890 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限の都道府県への移譲

提案団体 埼玉県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

経済産業局等が行っている中小企業やベンチャーの支援、地域産業の振興、産学官連携推進に関する事務・権限のうち、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限を都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正の必要性等】

県では、地域経済の担い手である中小企業に対して、資金融資、経営革新、技術開発等の支援を行っている。一方、経済産業局においても、中小企業の技術開発・人材育成等による事業高度化や経営の向上、新事業の創出等の支援、中心市街地の活性化等に関する事務を行っている。

このため、中小企業への支援に関して、国と地方に窓口が分かれており、ワンストップでの総合的な支援が 実現していない。

しかし、地域経済の担い手である中小企業への支援は、地域の情報やネットワークを有し、日頃から地域の中小企業と連携が深い都道府県が一元的に積極的に担うことにより、ワンストップで効果的・効率的に行える。

こうしたことから、中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務・権限(中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条に規定する国の施策等)を都道府県に移譲すべきである。

また、これに関連する下記の補助事業等についても移譲すべきである(都道府県に交付金として交付し、都道府県の判断で柔軟に対象団体に交付できる自由度の高い制度とすること。)。

中小企業・小規模事業者人材対策事業(地域中小企業の人材確保・定着支援事業)

中小企業・小規模事業者人材対策事業(中小企業新戦力発掘プロジェクトコーディネート等事業)

中小企業・小規模事業者人材対策事業(新卒者就職応援プロジェクトコーディネイト等事業)

根拠法令等

中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律第16条

中小企業・小規模事業者人材対策事業に係る委託要綱、補助金交付要綱

回答区分 C 対応不可

一般に求職活動は、当該都道府県内に限らず、県境を越えて就職するケースも少なくない。他方求人も同一 県内の者に限ることなく、優秀な人材を求めて広く行われる場合も少なくない。こうした観点から、地域中小 企業の人材確保・定着支援事業においては、県単位を基本としつつも広域で事業が実施できる制度とし、さ らに人材交流から定着支援まで一貫した支援ができる制度としている。また、今後は地域の人材を確保する ため、UIJターンを含めた広域的な人材活用に向けた事業展開も想定されるところである。また、中小企業新 戦力発掘プロジェクト、新卒者就職応援プロジェクトについては、特に首都圏、近畿圏におけるインターンシッ プについては県境にとらわれずに広域でのマッチングも存在するため、ブロック単位で事業を実施していると ころであり、効果的に事業が遂行できている。都道府県に委譲した場合、上述のような広域の人材確保は困 難となり、中小企業の人材確保も域内間における限定的なものとなる。したがって、当該事業については、国 が補助事業等を行うことが適当である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

人材確保・定着支援事業の実施を県が主体的に担うことにより県境を越えた就職支援が妨げられるとの指 摘には何ら根拠がない(国の出先機関もブロック単位であり、一定の所管区域という概念があるのは同様で ある。)。特に女性は、仕事と家庭の両立のため、自宅近くで働くことを希望している。

現在、県が実施している同種の事業(合同企業説明会や企業見学バスツアーなど)では、参加者を県内在 住者に限定することなく、幅広いマッチングを行っている。

また、産業、雇用、教育など全て包括した総合行政主体である県の方が、府省の縦割りを超えた横断的な 事業展開も可能である。

このため中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事務権限を直ちに都道府県に移譲すべき である。

全国知事会からの意見

・中小企業・小規模事業者の高度人材育成への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反 映するとともに、都道府県が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都 道府県が実施する中小企業・小規模事業者の高度人材育成支援に関する事業との連携を図り効果を最大 限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都 道府県に交付すること。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 23

管理番号

369

提案区分 A 権限移譲

提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び立入検査権限の移譲

提案団体

九州地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく指導・助言、報告徴収及び 立入検査権限を、並行権限として、希望する都道府県に移譲すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【必要性】エネルギー政策基本法第6条においては、「地方公共団体は、基本方針にのっとり、エネルギーの需給に関し、国の施策に準じて施策を講ずるとともに、その区域の実状に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」こととされている。地方公共団体は、本規定に基づき、特に地域として取り組むべき「エネルギー使用の合理化(省エネルギー)の促進」「再生可能エネルギーの普及」の施策の充実等に努めている。

これらの取組みをより効果的なものとするため、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」に基づく、電気事業者及び認定発電設備を用いて再生可能エネルギー電気を供給する事業者に対する指導・助言、報告徴収及び立入検査権限を、並行権限として、都道府県に移譲する必要がある。【具体的な効果】地方公共団体においては、再生可能エネルギー普及促進のための取組みを行っているが、地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握することができず、また指導・助言する権限もないため、取組の成果が限定的となっている。今回の権限移譲が実現すれば、再生可能エネルギー発電設備を設置しようとする事業者からの相談等に対し、都道府県において地域の実状に応じた適切な対応が可能となることから、健全な再生可能エネルギーの普及促進が期待される。民間事業者が、地元との調整を行わないまま太陽光発電等の開発計画を進めた結果、地元とトラブルとなり、地方公共団体が対応に苦慮するケースが全国的に増加している。(福岡県においても、内容証明郵便により県庁に苦情が寄せられた事例がある。)地域に近接した都道府県に権限を付与することにより、地元との調整等について対応が可能となれば、このようなトラブルも減少することが期待される。

【効果的な取組みとするための工夫】「求める措置の具体的内容」にあわせて、当該法令に基づき国において収集した事業者等情報を、都道府県の求めに応じ提供することで、より効果的な取組とすることができる。

根拠法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第4条、第5条、第40条

回答区分 C 対応不可

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法(以下、「同法」という。)第4条、第 5条における電気事業者への指導・助言はそれぞれ、特定供給者から特定契約の申し込みがあり、特定契 約の円滑な締結のため必要があると認めるとき(同法第4条第2項)、特定供給者から認定発電設備と電気 工作物(電気事業法第二条第一項第16号に規定)とを電気に接続することを求めたとき(同法第5条第2項) に行うことができるとされており、ご要望の「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の 実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行わない」等に応じて行うものではない。

また、同法第40条における電気事業者若しくは認定発電設備を用いた特定供給者に対する報告徴収及び 立入検査権限は、「この法律の施行に必要な限度において」と限定されており、ご要望の「地域におけるエネ ルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」「民間事業者が、地元との調整を行 わない」等に応じて行うものではない。

なお、地方自治行政として、再生可能エネルギー発電事業者に対する指導・助言について、地方自治法に 沿って条例を制定している自治体も存在し、現行規定でも対応可能である。

- ・また、系統連系に関しては、各都道府県にまたがる対応が必要となるため、国が広域的な視点に立って対 応を行うことが必要である。
- ・当該法令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する 情報が含まれるため、原則非公開としている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ○「地域におけるエネルギーの普及状況や課題等を把握」「地域の実情に応じた適切な対応」等は、あくまで 円滑に「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法」(以下、「同法」という。)第 1条の目的である「電気についてエネルギー源としての再生可能エネルギー源の利用を促進」する趣旨を述 べたものあって、同法に規定された権限行使の要件を無視して移譲を求めているわけではない。
- ○再生可能エネルギー発電事業を計画する事業者、住民から多くの相談等が寄せられており、こうした実態 を踏まえ、少なくとも当該相談等に対応するためには、地方自治体が関与する根拠として報告徴収、指導・ 助言の権限が必要であり、地方側としても地方自治の本旨に従って同法の目的を達成したいと考える。
- ○条例により対応が可能とあるが、事業者に対し法・条例双方の事務対応を求めることは、事業者の負担増 となることから、権限移譲(並行権限)による対応が適当と考える。
- 〇系統連系に関しては、一の都道府県内で対応可能な個別事案については、近接性の観点から、都道府県 による対応が適当と考える。一方、各都道府県にまたがる対応が必要な場合等は、並行権限により国が対 応することとしてはどうか。
- ○「当該法令に基づき収集した事業者等情報には、情報公開法上の不開示情報が含まれる」とあるが、地方 公務員法により地方公務員にも守秘義務が課されており、一般国民への情報公開と同列に議論すべきでは ない。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 〇 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたものであり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限 移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。
- 〇 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることからすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たって地元とのトラブルを防止し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考える。

9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。

〇 事業者等情報が情報公開法上の不開示情報に該当することと、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 23

管理番号

507

提案区分 A 権限移譲

提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく再生可能エネルギー発電の認定権限等の都道府県への移譲

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく、再生可能エネルギー発 電の認定に関する事務を都道府県に移譲

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

再生可能エネルギーで発電した電気を、固定価格買取制度を利用して電気事業者(電力会社)に売却するためには、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条に基づき、発電設備の認定を受ける必要がある。

この発電設備の認定の基準は、「点検及び保守を行うことを可能とする体制が国内に備わっていること」、「供給する電気の量を的確に計測できる構造であること」、「太陽光発電設備であるときは、(一定)移譲の性能を有する太陽電池を利用するものであること」など、もっぱら技術的な観点から定められている。そのため認定を受けた後に、土地所有者や地域住民との調整が整わず、事業化を断念するケースや認定の取り消しを受けるケースが相次いでいる。また、自治体にとっても、次のような課題が生じている。

地域の土地利用計画等との整合性

メガソーラー等の大規模な太陽光発電設備の設置が急速に進んでいるが、地域の土地利用計画との調整、森林法に基づく林地開発許可、農地法に基づく農地転用許可等の前に認定されることから、地域住民とトラブルが発生するケースが生じている。また、景観に及ぼす影響も大きいことから、自治体によっては条例を制定し、事前の届出を義務付けているケースもある。

再生可能エネルギーの普及状況の把握

設備を認定した件数と容量(発電出力)は、再生可能エネルギーの種類ごとに、毎月、都道府県別に公表されているが、設備の所在地や設置する者など、具体的な情報が公表されていない。したがって、自治体は再生可能エネルギーの普及状況を詳細に把握することができず、また、効果的な普及促進策を検討することが困難となっている。

設備の認定に関する事務が都道府県に移ると、地域の土地利用計画等と整合性を図った運用が可能となり、また、効果的な普及促進策を検討し、実施することができる。

なお、設備の認定に関する技術的な基準については、技術革新の状況等を考慮して、引き続き国が定める ことが効率的である。また認定の申請手続きは既に電子化されており、このシステムの運用も引続き国が行 うことが効率的である。

根拠法令等

電気事業者による再生可能エネルギー電機の調達に関する特別措置法第6条

回答区分 C 対応不可

以下の理由により、「C 対応不可」ただし、一部において「D 現行規定により対応可能」である。

- ・電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法第6条(以下、「本条項」という。) に規定される再生可能エネルギー電気の発電の認定権限の地方への移譲に関して、本条項により認定され た発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担によりまかなわれることから、国 が全国一律の基準で認定を行うことが必要であるため、本条項でも国による認定をうけるものとしている。
- ・設備認定の状況については、定期的に資源エネルギー庁のHP

(http://www.fit.go.jp/statistics/public_sp.html)において市町村別で公表されているところ。一方で、当該法 令に基づき国において収集した事業者等情報については、情報公開法上の不開示情報に該当する情報が 含まれるため、原則非公開としている。

・地域の土地利用計画等との整合性については、自治体によっては、地方自治法に沿って再生可能エネル ギー発電設備に関する条例を制定し、その範囲において指導・助言などを行っている自治体もあり、現行規 定でも対応可能である。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- 再生可能エネルギー電気の発電設備の認定権限については、認定の基準が技術的なものであること、ま た、法律に基づき、国が定めた基準により都道府県知事が許認可等を行っている例は少なくないことから、 移譲を求めているもの。
- ・設備認定の状況については、市町村別の認定件数、認定容量等が公表されるようになったが、認定された 発電設備により発電された再生可能エネルギー電気は、広く国民の負担により賄われることを考慮すれば、 事業者の名称を含む詳細な情報を地方団体に提供すべきである。
- ・再生可能エネルギー発電設備に対する条例制定の先行事例については、景観上の要請に基づき制定され た事例があるが、景観上の要請ならば、その地方独自の問題であることから条例対応も選択肢と成り得る が、農地法や森林法などの手続きに先立ち認定が行われ、その結果、整合性を欠きトラブルが生じるといっ た状況は、全国共通の問題であり、地方自治体それぞれの個別条例に委ねるべきではないと考える。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

ただし、移譲については、第4条、第5条、第6条、第40条を一体として検討する必要がある。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月3日(水)のヒアリングでは、再生可能エネルギー発電設備の認定基準は技術的な事項を定めたもの であり、地域によって認定に差が出るものではなく、理論的には都道府県に移譲可能との話であった。権限 移譲に向けた具体的な検討を早期に進めることとし、スケジュールを明示していただきたい。
- 法の目的に「再生可能エネルギー源の利用を促進」することや「地域の活性化」が規定されていることか らすれば、9月3日(水)のヒアリングで御指摘したとおり、発電設備の認定に当たって地元とのトラブルを防 止し、設備を普及するために地元調整の規定を置くことは法体系上、検討の余地はあると考える。

9月3日(水)のヒアリングでは「経済産業省の審議会で議論すること自体はやぶさかではない」との話であったため、具体的な議論を進めていただきたい。

〇 事業者等情報が情報公開法上の不開示情報に該当することと、守秘義務が課せられている地方公共団体への情報提供を同一に考える必要性はないので、地方公共団体への情報提供の在り方の検討について、具体的に進めていただきたい。

経済産業省 再検討要請

管理番号	852	提案区分	A 権	限移譲	提案分野	産業振興	
提案事項 (事項名)	電源立地地域落	対策交付金ダ	を付規則	川における事業採択及	び交付額配分等	その都道府県への移譲	
提案団体	愛媛県						
制度の所管・	関係府省						
	経済産業省(資	【源エネルギ-	-庁)				
求める措置の具体的内容							

電源立地地域対策交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を 提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 現行制度上、事業費の30%以上の増減がある場合には、それが入札減少金によるものであっても、事業内 容の変更について、大臣承認が必要とされ、事務手続が煩雑となっている。

電源立地地域対策交付金交付規則第19条第3号に規定する交付金事業の変更承認申請について、入札減少金の発生に伴うものなどについては県の裁量とするよう権限を移譲する。

変更承認申請の省略化及び入札減少金等の余剰財源について、他の行政需要事業への県の裁量による充当を行った上で、実績報告により額を確定する。

煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。

根拠法令等

電源立地地域対策交付金交付規則第3条、第19条

回答区分 C 対応不可

・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益 相反が生じることから不適当。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生による事業費の減が30%未満の場 合でも、変更申請の後、交付金対象事業の内、別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能 となるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可 能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。

経済産業省 再検討要請

管理番号	854	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	原子力発電施 県への移譲	設立地地域共	+生交付金交付規則にお	ける事業採択及び多	を付額配分等の都道府
提案団体	愛媛県				
!	ļ.				

制度の所管・関係府省

経済産業省(資源エネルギー庁)

求める措置の具体的内容

原子力発電施設立地地域共生交付金における事業の採択や交付額の配分などの権限を都道府県に移譲 する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が 事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けれない。

原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画 の策定や変更について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。

地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。

根拠法令等

原子力発電施設立地地域共生交付金交付規則第3条、第9条

回答区分 C 対応不可

・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益 相反が生じることから不適当。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生により、執行額が事業ごとの計画額 を割り込む場合には、交付金対象事業の内、別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能と なるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可 能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。

経済産業省 再検討要請

管理番号	855	提案区分	A 権限移譲	提案分野	予 産業振興				
提案事項 (事項名)	核燃料サイクル	核燃料サイクル交付金交付規則における事業採択及び交付額配分等の都道府県への移譲							
提案団体	愛媛県								
制度の所管・	関係府省								
	経済産業省(資源エネルギー庁)								
求める措置の)具体的内容								
核燃料サ	イクル交付金に	おける事業の	採択や交付額の配合	分などの権限を都道府	F県に移譲する。				

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現行制度は、膨大な国への申請処理があり、また採択事業が限定されていること及び一旦国へ事業計画を提出した後の変更手続に柔軟性を欠くなど、地方の自由裁量を尊重した制度スキームとはなっていない。 当交付金は県が作成する地域振興計画に基づき、交付されるものであるが、入札減少金が生じ、執行額が事業ごとの計画額を割り込んだ場合には、他の行政需要事業に充当できず、交付限度額どおりの交付が受けれない。

核燃料サイクル交付金交付規則第3条第3項に規定する大臣の承認が必要な地域振興計画の策定や変更 について、県の裁量で策定や変更ができるよう権限を移譲する。

地域振興計画の策定・変更について、国の承認を不要とし、届出制などとする制度設計とする。 煩雑な事務手続が軽減され、使い勝手の良い制度となる。

根拠法令等

核燃料サイクル交付金交付規則第3条、第8条

回答区分 C 対応不可

・本交付金に関する権限を移譲することは、本交付金の事業主体と審査主体が同一になることとなり、利益 相反が生じることから不適当。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

利益相反が生じるものについてはやむを得ないが、入札減少金の発生により、執行額が事業ごとの計画額 を割り込む場合には、交付金対象事業の内、別の事業に充当できるようにするなど、弾力的な活用が可能と なるよう、引き続き、制度の改善・拡充について検討いただきたい。

全国知事会からの意見

・電源三法等による交付金制度や特例措置については、関係地方公共団体の自主的、弾力的な活用が可 能となるよう制度の改善・拡充を図るべきである。

経済産業省 再検討要請

管理番号	496	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興		
提案事項 (事項名)	産業財産権に		- 孫(中小企業に対す	 る特許料軽減申請の受	付と確認書受付)の都道		
提案団体	神奈川県	神奈川県					
ーニー							
	経済産業省						

求める措置の具体的内容

特許料又は審査請求料の軽減措置を受けようとする一定要件に該当する中小企業や公設試験研究機関 (地方公共団体に設置される機関)からの事前相談の対応をはじめ、提出された軽減申請の内容(要件)について確認(不備がある場合の訂正等の対応を含む)、申請者への軽減対象者である旨の確認書の交付

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該事務は、「産業技術力の強化を図る」という趣旨のもと定められているが、産業技術力の強化は地域ご
とに図るべきものであることから考えると、本県での特許料の納付猶予等の事務についても、地域の財力等
に応じた事務を行った方が、事務の効率化が図られ、かつ、相談等に係る移動時間の短縮につながるものと
考える。

根拠法令等

産業競争力強化法第75条

回答区分 C 対応不可

守秘義務及び他の出願人との公平性等の担保(出願人になり得る機関が出願公開前の未公開情報等を用 いて当該事務を行うこととなるため)が困難である。

さらに、産業技術力強化法の軽減措置において地方自治体は当該事務の申請者になり得るものでもあり、 利益相反の観点からも地方自治体に当該事務を委譲することは困難である。

また、地域の独自性を踏まえた当該軽減措置以外の更なる支援(知的財産権に関する補助制度等)を実施 することは可能であり、既に実施している地方自治体も存在している。

なお、特許料等の軽減措置に関する事前相談については、各都道府県に設置している知財総合支援窓口に おいて実施している。

知財支援総合窓口一覧(http://www.jpo.go.jp/torikumi/chushou/chizai_mado.htm)

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方公務員には地方公務員法による守秘義務が課せられており、公平性の担保に支障はない。 地方自治体の申請については、国又は第三者がチェック等を行えば良いと考える。

特許料軽減申請の受付及び確認書受付等の事務を、地域に身近な都道府県が実施することで、申請者の 利便性が向上する。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

経済産業省 再検討要請

管理番号	495	提案区分	A 権限移譲		提案分野	産業振興	
提案事項 (事項名)	産業財産権に 譲	関する相談事	務(知的財産権に関	する相談受	·付、説明会)の	D都道府県への権限移	
提案団体	神奈川県						
制度の所管・	関係府省						
	経済産業省						
求める措置の具体的内容							

特許等の手続全般や活用についての相談受付支援、説明会の開催等 (相談業務については、未公開情報(出願公開前情報等)を用いた相談対応や、産業財産権申請を円滑に 行うための申請書類の確認などを含む)

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

当該相談事務は、弁理士等による産業財産権に係る一般的な相談とは異なり、特許庁で行う方式審査に向
けた相談業務を行っており、相談業務に際して未公開情報を用いる場合があるため、特許の出願を行うこと
もある都道府県が同様の業務を行うことは公平性の確保に著しい支障があるとの懸念が考えられるが、未
公開情報を用いた相談業務を都道府県が行ったとしてもなんら公平性を害することにはならず、むしろ、都道
府県で行うことで相談者の相談等に係る移動時間の短縮につながるとともに、事務の効率化も図られると考
える。

根拠法令等

知的財産推進計画

回答区分 C 対応不可

- ・知的財産権にかかる相談業務については、既に各都道府県の中小企業支援センター等を活用して、委託 により相談業務を進めているところ(全国57個所に知財総合支援窓口を設置)。
- ・ただし、「未公開情報(出願公開前情報)を用いた相談対応」については、特許法の規定により第三者に提 供できないため、相談対応することはできない。
- ・また、申請書類の確認など形式的なチェック等については、上記相談業務でも対応している。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県の中小企業支援センター等に委託している現状からも、地方が当該業務を行うことが適当であるこ とは明らかであり、移譲を進めることにより、利用者の利便性が向上する。

「未公開情報」を用いた相談業務については、地方公務員法の守秘義務の点から公平性を害する恐れはな く、法律改正等により第三者に都道府県を含まないよう措置すべきである。

全国知事会からの意見

・関係する都道府県の意向を踏まえた上で、手挙げ方式や社会実験による検討を求める。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 55

管理番号 | 474 | 提案区分 | B 地方に対する規制緩和 | 提案分野 | 産業振興

提案事項(事項名)

企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協 議の見直し

提案団体

神奈川県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

・企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律(以後 企業立地促進法)の第5条2項1号、6号、8号に関する主務大臣との協議及びその同意について廃止し、2項7号、9号については事後報告・届出・通知などとすべき。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

企業立地促進法第5条2項の各号の内容について、同法第5条1項に規定されている主務大臣との協議及び同意に、およそ一ヶ月程度の時間を要するため、経済状況に適応した迅速な基本計画の策定の支障となっている。

協議会で承認を得ている計画の策定やその変更に対しての事務が煩雑で、時間がかかっている。 法第5条規定による計画の策定や法第6条の変更の場合、協議及び同意に向けての段取りとして、まず協議会での承認、県警への法定協議が行われ、関東経済産業局へ事前に案(変更案)を提出。次に案(変更案)に基づき本省協議が行われ、関係各省の事前協議を経て、ようやく正式な変更協議書の提出が可能となる。そこから更に法定協議を経て同意となるが、国から聞いたところ、主務大臣の同意タイミングが月1回程度とのことであり、これでは、タイムリーな計画策定や変更の支障となる。

直近の事例では、法第6条の変更についてであるが、平成26年3月に協議会の承認を得たにもかかわらず、定められた国との協議を経たことにより、正式な協議書の提出が平成26年7月になっており、主務大臣の同意は平成26年8月の予定である。この変更内容は、基本計画の中から、市の財団が行っている事業が廃止になったため、計画の記述から削除するものであるが、その程度の変更に半年近くの時間を費やし、協議会の会員である各市町の長の印を集め、さらに関係省庁数分の大臣の同意を得る必要がある。

地方が定め、地方が行う計画であるにもかかわらず、このように主務大臣との協議及び同意を得ることが経済状況に適応した迅速な対応の支障となっている。そのため、協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとすべきである。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認す ることで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮 するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治 体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じて おり、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必 要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

財政上の措置の問題で国の確認が必要との意見は一般的には理解できるが、本来その確認事項は必要最 小限のものとすべきである。

計画の策定や変更に関する協議及び同意に時間がかかりすぎるため、経済状況に適応した迅速な対応が できないことが支障となっている。

その改善のためには、個々の項目について確認が必要な理由を明らかにしたうえで、合理的でないものは、 協議及び同意を廃止し事後報告・届出・通知等で対応することで良しとすべきである。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられ る計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整 合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、 廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に 検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対 応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計 画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同 意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

〇 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業 活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上 等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法として は、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内 に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何 か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告にお いて、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国 において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支 障はあるのか。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 55

管理番号

593

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協 議の見直し

提案団体

京都府、大阪府、鳥取県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

企業立地促進に関する権限について、同法第5条において都道府県が作成することとされている産業集積に 関する基本計画に係る国の同意手続を廃止、簡素化する

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

計画を策定後、国の各関係省庁における同意の手続に相当の期間(3ヶ月程度)がかかっており、立地企業の産業活動をその間待っていただくなどの支障が生じているところ。

なお、義務付け・枠付けの第4次見直しにおいて提出書類の簡素化が行われたが、本手続きにより地域の 強みを活かしたスピード感のある産業の発展を阻害することのないよう、国への事前届出とする等、手続期 間を短縮することを求めるもの。

また、地方分権改革推進委員会第3次勧告においては、同意を要する協議が許容される場合として、「法制度上当然に、国の税制・財政上の特性措置が講じられる計画を策定する場合」が示されているが、本法に基づく国税上の課税の特例、国から補助金(人材育成に関するもの)は平成26年4月から廃止されていることから、国の関与を少なくすることを求めるものであり、国関係機関による確認の機会は、事前届出により担保できると考えている。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認す ることで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮 するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治 体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じて おり、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必 要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

国の確認の廃止を求めているものではなく、平成26年4月から国税の特例及び国補助金が廃止されている ことから、事前届出制に変更する等手続の簡素化を求めているもの。

企業立地においては、事業を展開するスピードが重要であることから、地域の実情に合わせた迅速な施策 展開を図るため、提案に沿った見直しをすべき。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられ る計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整 合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、 廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に 検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対 応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計 画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同 意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

〇「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業 活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上 等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法として は、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内 に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何 か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告にお いて、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国 において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支 障はあるのか。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 55

管理番号

807

提案区分 B 地方に対する規制緩和

提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画の策定主体及び大 臣協議の見直し

提案団体

兵庫県、大阪府、鳥取県、徳島県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

現行、都道府県と市町村が共同して基本計画を策定することとなっているが、「市町村のみで策定」できることとすること

基本計画の対象地区が一つの都道府県内に留まる場合(全域にわたる場合を除く)には、法第5条第1項に定める「主務大臣への協議(同意)」は、「知事への協議(同意)及び国への報告」でよいとすること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【現行】

同法に基づく同意を得るには、必ず都道府県と市町村が共同して基本計画を策定し、関係省庁へ協議を行うこととなっている。

【支障事例】

現在、対象エリアが一つの市町村内に留まる場合など、必ずしも都道府県と市町村が共同して計画を策定する必要がない場合にも、共同策定が義務付けられているため、国提出の前段階において都道府県と市町村の間とで共同策定のための事前調整を実施している。事前調整には、地域産業活性化協議会の開催も含め、概ね6ヶ月の期間を要している。(県の大規模プロジェクトにより企業集積を推進している地区など、必要であれば共同策定するので、一律の義務付けは必要ない)

また、関係省庁が複数に渡るため、事前協議(調整)等に時間を要し、同意までに2~3月間の時間がかかる。

【制度改正の必要性】

基本計画は、国の定める基本方針に基づき、地元の産業関係機関で構成する地域産業活性化協議会(法第7条)における協議を経て策定されるものであるため、この手続に沿う限り、市町村主体の計画策定も認めるべきである。また、基本計画の対象地区が都道府県内に留まる限り、国の同意を得ることを義務付ける必要はない。

なお、課税の特例、農地法等の処分に係る配慮等を行うに当たって国が支援対象の取組を把握し、支援を 行う妥当性等の判断を可能にするためには、国への事前調整等の実施や、国において事前に必要な確認 事項を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。

根拠法令等

企業立地促進法第5条第1項

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認す ることで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮 するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治 体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じて おり、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必 要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

- ・国の他の政策等との整合等について事前の確認が必要とあるが、国が事前に必要となる事項について基 準を示し、それを受けて都道府県が確認することで足りる。
- ・国として財政上の措置を実施していくため、(事前)確認が不可欠との回答は、企業立地促進法第1条の規 定「地方公共団体が行う主体的かつ計画的な取組を効果的に支援するための措置を講ずる。」に沿ったもの とは言えないのではないか。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられ る計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整 合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、 廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に 検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対 応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計 画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同 意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

〇「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業 活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上 等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法として は、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内 に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何 か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告にお いて、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国 において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支 障はあるのか。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 55

管理番号 962 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 産業振興 提案事項 (事項名) 企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る国の同意協 議の見直し

提案団体 中国地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律の規定による、基本計画 に係る国の協議、同意の廃止

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

都道府県が定める基本計画に係る国の協議、同意を廃止すべき。

国との協議や意見の調整に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。 地域の特性・強みを生かした企業立地を通じて地域産業の活性化を目指すという法の考え方によれば、都 道府県と市町村等が協議して策定する「基本計画」に国の同意を義務付ける必要はない。

根拠法令等

企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第5条

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法第5条に基づく同意は、企業立地に関係する国の他の政策等との整合等を事前に確認す ることで、基本計画に基づく地方自治体等の取組やそれらに対する国の支援が円滑に実施されるよう配慮 するためのものである。また、企業立地促進法では、国の同意を得た基本計画に従って行われる地方自治 体等の企業立地促進に向けた取組に対して、工場立地法の特例措置、低利融資、施設整備補助等を講じて おり、国として財政上等の措置を実施していくため、国の確認が不可欠であり、現行規定を維持することが必 要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

現在、国内企業の拠点集約を含めた再編や海外立地を見据えた立地競争の中において、企業への迅速 な対応は重要な課題となっているが、地域活性化基本計画の策定から国との協議や意見の調整、同意まで に6か月かかるなど時間を要し、迅速な企業立地の支障となっている。

県が行う基本計画の策定にあたっては、企業立地促進法、及び国において各省との調整の結果定めた基 本方針にしたがって策定を行っているものであり、国の政策等との整合性は取れている。

また、当地域の地域活性化基本計画の策定時等においては地域活性化協議会に主務省庁である経済産 業省の地方経済産業局から出席をいただき、意見、確認等を頂いており、国への協議、同意は必要ないと考

国の支援が円滑に実施されるように配慮が必要という点に関しては、同意ではなく、県における基本計画 策定後、速やかに届出を行うことで対応可能である。

なお、基本計画に則った県の企業立地促進への取組に対する国の財政上等の措置については、県におけ る企業立地計画や事業高度化計画の承認実績や、地域の支援要望を国において把握することにより適切に 措置することが可能である。

全国知事会からの意見

・企業立地促進法に基づく産業集積の形成又は活性化に関する基本的な計画に係る協議・同意については 地方分権改革推進委員会第3次勧告を踏まえ、法制度上当然に、国の税制・財政上の特例措置が講じられ る計画をする場合及び、国に対して一定の事務の処理を義務付けることとなる場合であって、国の施策と整 合性を特に確保しなければこれらの施策の実施に著しく支障が生ずると認められる場合に係る事項のほか、 廃止又は事後報告に移行するべきである。それ以外についても、提案団体の提案の実現に向けて積極的に 検討するべきである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

○ 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「過去議論してきて現在の形になっている」「運用改善で柔軟に対 応できる」という主張があったが、地方自治体からの提案にもあるとおり、現在の形でも制度活用や投資計 画を断念する企業が出てくるなどの支障が生じているため、運用改善を行った上で、同意事項の簡素化や同 意の権限移譲などの更なる制度改正を行うべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

【同意権限の移譲】

〇 「『財政上等の措置』があるため国の積極的関与が必要」という主張があったが、中小企業の新たな事業 活動の促進に関する法律(平成11年法律第18号)における経営革新計画など、他の法律においては財政上 等の措置があっても都道府県が承認している例もあり、また、国が基本計画の内容を担保する方法として は、事後届出により不備がある場合に是正を求める等の方法もあるため、計画の対象区域が一都道府県内 に留まる場合など、一定の場合に都道府県に同意権限を移譲することを検討すべきであるが、この場合何

か具体的な支障はあるのか。

【同意事項の簡素化】

○ 法第5条第2項各号に規定する基本計画の事項について、地方分権改革推進委員会の第3次勧告において、メルクマール非該当(廃止)や事後報告等にすべきとされた事項が未だ多く存するところ、あらかじめ国において必要な確認事項を示すことにより、同意事項を簡素化できると考えるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 56

管理番号	366	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第	4条の2の緑	地面積率等に係る地域		!の町村への移譲
提案団体	広島県				
4u + 0 = 7					

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については,工場立地法第4条の2第1項により都道府県が,第2項により基礎自治体である政令指定都市,市は行うことが可能であるが,町村については,法令上,権限がない。

市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。

なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【具体的支障事例】

本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

【課題の解消策】

このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

回答区分 C 対応不可

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自 主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)にお いて、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行 政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応す ることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能 になることで市町が一体的に法運用できるようになる。

同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることからも、より住民に身近な行政主体である基礎 自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。

「行政規模, 行政コスト, 行政効率等の観点」をもって, 市には移譲適当, 町村には移譲不適当とする考え 方は, 合理性を欠く。

当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では, 希望する基礎自治体が処理できる ようにすべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきであ る。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷 くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理 性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせ た独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定 する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を 移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工 場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合 に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、 この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったの で、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に 向けて前向きに検討していただきたい。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 56

管理番号	715	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興
提案事項 (事項名)	工場立地法第	- 4条の2の緑:	地面積率等に係る地域準則の祭	於例制定権限	の希望町村への移譲

提案団体 聖籠町

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

工場立地法に規定する緑地面積率等の規制緩和に関する地域準則の制定権限を、都道府県から希望する 町村に移譲する。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障事例】当町に唯一存在する工業団地「新潟東港工業地帯」は概ね分譲済みであり、隣接地に事業用地を求めることが困難な状況。今後同工業団地において更なる事業拡大を望む特定工場に対する行政側の支援策としては、緑地面積率の緩和による支援が考えられるが、工場立地法の地域準則制定に係る事務権限は都道府県が有しているため、町村における準則制定はできない。

緑地面積率については、企業立地促進法第10条の規定により特例措置を実施する手法もあるが、同法の実施要領においては、第10条に規定する工場立地法の特例措置が実施された場合、相当程度の効果が見込まれるものとされている。しかし、今後同工業団地の拡張計画はないため、今後見込まれる投資は、既立地企業の同一敷地内での事業拡大に伴う設備投資が主となることが想定でき、相当程度の企業立地や雇用拡大を伴うものではないと考える。以上のことから、同工業団地を企業立地基本計画上の重点促進区域に指定し、緑地面積率の緩和を図ることは不適当であると考える。

【制度の必要性】今後の産業振興・企業立地支援施策として工場立地法の緑地面積率等に関する特例を実施する際は、企業立地促進法よりも、環境保全を図りつつ適正に工場立地が行われるようにすることを目的とする工場立地法の主旨のもと、工場立地法における地域準則の制定による特例措置を行うことが適当と考える。

また、移譲が実現した際には、環境保全を図りつつ周囲の環境と調和の取れる範囲で積極的な企業支援施策を図ることで、より地域の自主性を発揮することができる。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

回答区分 C 対応不可

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自 主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)にお いて、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行 政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応す ることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

当町においては、工場立地法における特定工場が約30社立地している。特定工場と同等の数値ではない が、平成24年工業統計調査における事業所数をみると、既に地域準則を制定している市のうち、北海道江 別市、愛知県知多市、島根県安来市などが当町の事業所数と類似しており、「町村」であっても「市」並みの 立地件数を有していると言える。

当町が有する工業用地については概ね売却済みであり、現在、立地している企業が、更なる事業の拡大や 施設の更新・立て替え等を行う場合には、隣接地に事業用地を求めることは困難な状況。このため、自社所 有敷地内での施設整備等を検討する際には、緑地面積率等の規制により、企業の新たな設備投資に対する 阻害の要因となる恐れがある。

当町としては、同工業団地への企業立地促進を図り、雇用確保や税収増につなげていきたいと考えており、 この課題を解決する施策の一つとして緑地面積率等の緩和による支援が考えられる。

しかしながら、工場立地法第4条の2に規定する緑地面積率等に関する地域準則の制定権限は都道府県が 有しており、町村において準則制定ができないことから、独自の企業誘致・支援等の取り組みに支障を来す 恐れがある。

積極的な企業立地施策の実施を考える「町村」においては、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る 地域準則の条例制定権限の移譲を受けることで、地域の実情に合わせた独自の企業立地施策が展開で き、より地域の自主性が発揮できると考えるため、同権限の移譲をお願いしたい。

なお、本提案については全町村に対しての一律の権限移譲ではなく、「手挙げ方式」により希望する町村へ の権限移譲を求めるものである。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきであ る。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷 くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理 性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせ た独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。併せて、緑地等の面 積規制についても緩和を図るべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定 する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を 移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工 場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合 に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、

この場合何か具体的な支障はあるのか。

〇 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったので、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に向けて前向きに検討していただきたい。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 56

管理番号 963 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定権限の町村への移譲

提案団体中国地方知事会

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を行う。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【制度改正要望の経緯・必要性】

工場立地法上の特定工場の新設等の届出に係る基準面積の条例制定については,工場立地法第4条の2第1項により都道府県が,第2項により基礎自治体である政令指定都市,市は行うことが可能であるが,町村については,法令上,権限がない。

市までは移譲済みであるところ、町村だけを除外する理由に乏しい。また町村の判断による条件の緩和により企業誘致につながるメリットもある。

なお、工場立地法の規定により、緑地面積率等に係る地域準則の策定の事務は、「都道府県の条例で定めることとされている事務」であるため、特例条例による町村への移譲はできない(県の条例でのみ定めることができる事務)。

【具体的支障事例】

本県では企業立地促進法の集積区域以外の区域や住宅地や学校のまわりに工場立地法の特定工場が立地している町村もあり、企業立地促進法による特例も適用できず、町村独自の企業誘致等の取組に支障がある状況である。

【課題の解消策】

このため、工場立地法第4条の2の緑地面積率等に係る地域準則の条例制定主体への「町村」の追加を求める。

根拠法令等

工場立地法第4条の2

回答区分 C 対応不可

工場立地法の権限移譲については、平成22年に閣議決定された「地域主権戦略大綱」に基づく「地域の自 主性及び自立政を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」(2次一括法)にお いて、市まで権限を移譲する改正を行ってきたところである。「町村」については、行政規模、行政コスト、行 政効率等の観点から、工場立地法上、権限を移譲することは適切ではなく、従って、本提案について対応す ることはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

地方自治法に基づき、条例を定めて市町に新設等の届出事務を移譲している中、面積要件の判断が可能 になることで市町が一体的に法運用できるようになる。

同法の目的は、工場周辺地域の生活環境の保持であることからも、より住民に身近な行政主体である基礎 自治体に於いて、地域の実情に応じた適切な判断が出来るようにすべき。

「行政規模, 行政コスト, 行政効率等の観点」をもって, 市には移譲適当, 町村には移譲不適当とする考え 方は, 合理性を欠く。

当該事務処理に当たり特別な資格や知見が求められていない中では, 希望する基礎自治体が処理できる ようにすべき。

全国知事会からの意見

・提案団体の提案に沿って、緑地面積率等に係る地域準則の条例制定の主体に町村を追加するべきであ る。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国町村会】

地域の特性を活かし、工場の立地等産業の振興に取り組む町村においては、市と遜色のない組織体制を敷 くことから、必ずしも行政規模等の観点から、町村に権限を移譲することは適切でないとする考え方は、合理 性がない。

地方創生が内閣の最重要課題となっていることからも、希望する町村に権限を移譲し、地域の実情にあわせ た独自の企業立地施策を展開し、雇用確保が図れるよう前向きに検討すべきである。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 聖籠町のように、県が広域的な判断で条例制定を行わず、地域の実情に合った地域準則を町村で制定 する必要がある場合がある。こうした場合に対処するためにも、町村に手挙げ方式等により条例制定権限を 移譲すべきであるが、この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 聖籠町のように、対象となる工業団地はほぼ分譲済み等の理由で、企業立地促進法第10条に定める工 場立地法の特例が、主務大臣の同意を得るための基準を満たさず、適用されない場合がある。こうした場合 に対処するためにも、本則である工場立地法上の地域準則に係る条例制定権限を移譲するべきであるが、 この場合何か具体的な支障はあるのか。
- 9月19日(金)のヒアリングにおいて、「町村に権限移譲することは論理的にはあり得る」とのことだったの で、上述のような町村も存在すること、また、全国町村会からも強い要望があることを踏まえ、提案の実現に 向けて前向きに検討していただきたい。

経済産業省 再検討要請

重点事項通番: 57

管理番号

857

提案区分

B 地方に対する規制緩和

提案分野

産業振興

提案事項(事項名)

工場立地法に基づく緑地面積に係る変更届出に関する規制緩和

提案団体

愛媛県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

一定面積以上の緑地を整備している場合であって、緑地の移設(新たな設備投資に伴う緑地の削減も含む。)に伴う緑地面積の減少が一定割合以下である場合(周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合に限る。)は、軽微な変更に該当するものとして変更届出の対象から除外する。

なお、緑地整備の適切な推進を図り、周辺地域の生活環境を保持する観点から、既整備緑地面積の大きさ要件、減少面積率の要件については、都市計画法上の用途地域等に照らし、地域区分ごとに設定する(国の助言に基づき、県又は市が独自に設定できるようにする)。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

工場立地法では一定規模以上の工場に対して、敷地面積に対して国が定める比率(県又は市が別途定める場合はその比率)以上の緑地を整備することが義務付けられており、現在、軽微な変更にあたるものとして、変更届出の対象から除外されているのは次の場合のみである。

- ①周辺地域の生活環境の保持に支障を及ぼすおそれがない場合であって、緑地の移設により緑地面積が 減少しない場合、
- ②保安上その他やむを得ない事由により速やかに削減する必要がある場合であって、減少する緑地面積が 10㎡以下の場合

本法の規制趣旨が地域の生活環境との調和であることを踏まえると、大規模な緑地が整備されている工場や周辺に住居がない森林に囲まれた工場などに対しても一律に取り扱う現在の規定は過剰な規制となっている

工場立地法に基づく特定工場を設置する企業に対し、事務手続きを簡素化することによって新たな設備投資の円滑化を図ることができる。

また、同時に行政の事務コストを削減することができる。

(具体的事例は別紙のとおり)

根拠法令等

工場立地法第8条第1項、同法施行規則第9条

回答区分 C 対応不可

工場立地法は立地段階の入口規制であることから、保安上その他やむを得ない場合を除き、生産施設、環 境施設面積等の状況を把握するための届出は必要不可欠である。大規模な緑地が整備されている工場で あっても、それがどのように変更され、準則に合致しているのかどうかについて審査をする必要があるため届 出は必要。また、周辺に住居がない森林に囲まれた工場であったとしても、周辺の状況は日々変わっていく ものであり、届出不用の判断基準にはなじまない。従って、本提案について対応することはできない。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

工場立地法は、工場立地と地域の生活環境との調和を実現し、工場立地の適正化を推進することを目的と するものであり、監督上、生産施設、環境施設面積等の状況を把握することは重要であると考える。しかしな がら、変更の内容から周辺環境に与える影響が小さいものについては、事前の届出により準則への適合性 の審査をする必要性が低く(準則に適合していることが前提)、当該特定工場の状況の変遷については、次 回の変更届出の際に併せて届出が省略された変更内容を届出させ、事後的に把握することで足りるものと 考える。

緑地面積率については、自治体(県又は市)が都市計画上の用途地域等の地域環境に照らし独自の緑地 面積率を定めることが可能となっているが、これは工場が整備するべき緑地の程度は、立地する地域の環 境によりその必要性の程度は異なるものであり、工場やその周辺状況の実態をより把握している自治体の 判断が必要になるとの考えから措置されたものである。

本提案の趣旨は、現行では工場の周辺状況にかかわらず一律に「緑地減少面積10㎡以下」であることが 届出不要の判断基準とされていることから、変更届出を不要とする判断基準についてもこれと同様に、国が 示す基準の範囲において自治体が柔軟に設定できるようにし、設備投資の円滑化と周辺の生活環境保持と のバランスを図ろうとするものである。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

重点事項58項目について提案募集検討専門部会から指摘された主な再検討の視点

- 9月19日(金)のヒアリングで「提案について、適切に緑地面積に係る地域準則を定めることで対応すべ き」との話があったが、たとえ緑地面積率に柔軟性を持たせた地域準則を定めたとしても、現行法では10㎡ 以上変更があれば届出が必要になるため、提案への対応に当たって、別個の論点として検討していただき たい。
- 9月19日(金)のヒアリングで言及したとおり、例えば愛媛県の事例によれば、平成24年度以降に緑地の 減少に係る変更届出が21件あり、そのうち19件の緑地減少割合が1%前後であった。

近隣に住民がいないなど、周辺住民の環境に配慮する必要性が低い場合にまで、一律10㎡という絶対数 での基準の下、届出の義務を課し、かつ原則90日間変更に着手できないとすることに合理性はなく、変更届 出が必要な範囲について地域で弾力的に定められるようにするなど、10㎡の限定を緩和すべきであるが、こ の場合何か具体的な支障はあるのか。

経済産業省 再検討要請

管理番号 374 提案区分 B 地方に対する規制緩和 提案分野 農地・農業

提案事項(事項名)

農村地域工業等導入促進法の適用人口要件の緩和

提案団体 九州地方知事会

制度の所管・関係府省

農林水産省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省

求める措置の具体的内容

人口20万人以上の市は農村地域工業等導入促進法の農村地域に該当しないとして適用から除外されるが、市町村合併によって人口が20万人以上となった市については、合併前の市の人口をもって農工法の対象とするように適用要件を緩和すること。

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

【支障】企業誘致は地域経済の振興、雇用創出効果が期待できる即効性の高い施策であり、地方への企業誘致を進めるには、その受け皿となる工業団地の整備は不可欠なものとなっている。提案県にあるA市は、農村地域工業等導入促進法の農村地域として工業団地を整備し企業誘致を進めてきたが、平成17年に周辺町村(農村地域)との合併によって市の人口が20万人以上となったため農工法の適用要件から除外されることになった。しかし、合併によって人口規模が増加しても、A市の財政力指数が高くなるものではなく、農業振興地域、山村振興地域、過疎地域を有し、工業等の導入による雇用創出が必要な農村地域であるという実態は何ら変わりはないことから、地域振興に支障が生じている。

【改正の必要性】農業と工業等の均衡ある発展を図るために、例えば市の人口規模は合併前の旧市町村単位で適用する(過疎法では、市町村合併に伴い人口が増加した自治体においても、合併前の旧市町村単位で適用を判断している)など、人口要件を緩和すること。

根拠法令等

農村地域工業等導入促進法第2条第1項本文カッコ書き 同法施行令第3条第4号ア

回答区分 C 対応不可

- 1 農村地域工業等導入促進法の対象となる「農村地域」については、農業者の就業機会が得られにくい地 域について、特に工業などの導入促進を図るという法の趣旨に鑑み、
 - 一定の財政力を有しており、相対的に国の財政支援を行う必要性が低い地域
- 既に工業などの集積が進み、農業者にとっても就業機会がある程度確保されている市 については、法の対象地域から外すこととしたものである。
- 2 このような観点から、同法においては、原則として、人口10万人以下の市町村の全区域を対象としている ところ。加えて、人口10万人から20万人までの地域については、人口増加率又は製造業等の就業者率が全 国平均値よりも低い地域を例外的に対象地域に追加しているところである。
- 3 同法においては、市町村の全区域を対象としているところ、御指摘の「市の人口規模は合併前の旧市町 村単位で適用する」こととした場合、市として既に一定の財政力を有していると考えられる区域までが同法の 適用を受けることとなり、こうしたことは、条件が不利な農村地域に工業等を誘導するという法の趣旨からみ て適切ではないと考えている。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

提案県にあるA市は、市町村合併前には「農村地域」として工業などの導入促進を図ろうとしている区域で あって、このA市と、同じく「農村地域」である町、村との合併によって人口20万人以上となったものである。 よって20万人以上の実態は法の対象たる各「農村地域」の人口が合わさった結果にすぎない。

A市の財政力が合併により下がっていることは財政力指数の推移が示すとおりであり、また、合併前と同様 に、人口増加率、製造業等の就業者率とも全国平均値よりも低く、それぞれの数値は合併前に比べ落ちてい る状態を示している。

法の趣旨は農業者の就業機会が得られにくい地域について特に工業などの導入促進を図ることにある。 A市のように「農村地域」と「農村地域」との合併による区域を単に人口要件を満たさなくなったとして法の対 象外とするのではなく、それぞれの合併前の人口規模で法の適用を判断するなどの要件を緩和し、農村地 域における農業と工業等の均衡ある発展を図っていくことが、「条件が不利な農村地域に工業等を誘導す る」という法の趣旨に合致するものであると考える。

経済産業省 再検討要請

管理番号	22	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興			
提案事項 (事項名)								
(47,41)								
提案団体	愛知県							
制度の所管・	関係府省							
	経済産業省							
求める措置 <i>0</i>)具体的内容							
「新産業集	長積創出基盤構	築支援事業」	の委託先の選定事務等の権限	及び財源の移	3譲			
-		実情を踏ま	えた必要性等					
		振興協策 地	は一般では、「は、」は、「は、」 は は こうしん はいいん こうしん しゅく はいいん しゅく はい	定の集積地域	が左左する地占を山核と			
よって、産	業クラスター集	積促進の事業	僕については、自由度を高めて	都道府県に移	譲すべきである。			
具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等 【制度改正の必要性】 次世代成長産業の育成・振興施策、地域産業の振興については、一定の集積地域が存在する地点を中核として実施する必要があることから、全国的な視点が必要であるとしても、地方が実施することが必要である。よって、産業クラスター集積促進の事業については、自由度を高めて都道府県に移譲すべきである。								

根拠法令等

新産業集積創出基盤構築支援事業委託要綱

回答区分 C 対応不可

国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競 争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援して いく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業ク ラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をでき るだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国的な視点が必要である点に関しては、採択の基準を明確にされれば全国的視点による採択が困難に なることはなく、本事業の目的を逸脱することはないと思われる。

全国知事会からの意見

・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業ク ラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をでき るだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

提案団体の意見を十分に尊重されたい。

経済産業省 再検討要請

管理番号	32	提案区分	A 権限移譲	提案分野	産業振興				
提案事項 (事項名)	企業立地促進に関する事務の都道府県への移譲								
提案団体	愛知県								
制度の所管・	 度の所管·関係府省								
	経済産業省								
求める措置の)具体的内容								
企業立地	促進に関する補	助金等の権限	限移譲						
具体的な支障	事例、地域の	実情を踏ま	えた必要性等						
	Eの必要性】 促進に関する事	黎について!	は、国際競争力を有する企業を「	白核レ で産党	や 一つ で で で で で で で で で で で で で で で で で で				
			っており、全国的な視点があると						
			争力強化に資する産業発展が期 ^ / - - / - / - / - / - - -						
	に企業立地促進 に伴う財源の交		助金(対内投資等地域活性化立	.地推進爭業領	『伸切金) 寺の権限移譲				

根拠法令等

対内投資等地域活性化立地推進事業費補助金要綱

回答区分 C 対応不可

企業立地促進法に基づく国の補助金制度は、基本計画に基づく地方自治体等の取組みを支援することによ り、国全体の産業の国際競争力を強化し、もって地域経済の活性化を図ることを目的としている。

基本計画に基づく取組みは単一の都道府県に限らず、企業立地促進法に基づく補助金制度も我が国の産 業競争力強化を図るため、全国的な視点のもとで採択を行っていることから、都道府県に一律に補助金の財 源を移譲した場合、その目的達成上支障が生じるおそれがあるため、従来の制度のまま維持することが必 要。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

企業立地促進への支援は、都道府県が主体となって、地域の実情を適切に反映する取組を行うことによ り、事業の効果を上げることができるため、都道府県の自由度を高めて企業立地促進に関する補助金等の 権限移譲及びそれに伴う財源の交付をすべき。

全国知事会からの意見

・企業立地促進への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する企業 立地促進に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をできる だけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る 事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

経済産業省 再検討要請

管理番号 469 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

産業クラスターの支援に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

企業や大学等への訪問等により、産業実態、ニーズ、課題等の情報収集・分析を行い、国際競争力強化や 成長産業創出等のための地域の成長ビジョンの提示

地域の強みを幅広く結集するために、県境やブロックを超え、より強みと強みが結びつく産学官(含自治体) 等のコーディネート

補助事業の交付決定及び確定手続き

採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、経済産業局で行っている産業クラスターに係る事務を都道府県に移譲する。

「地域新成長産業創出促進事業費補助金」など産業クラスターに係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。

- * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。
- *地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都 道府県 1/3以内など)

産学公連携については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。

都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。

補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。

事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォローアップなども可能と考える。

根拠法令等

産業クラスター計画

回答区分 C 対応不可

国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競 争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援して いく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県において地域経済の活性化を図る様々な新産業振興施策を実施しており、これらの事務を都道府 県で行う方が、「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うよりも、地域の企業や大学等を把握し、産 業実態、ニーズ、課題等について熟知しているため、地域の実情に応じた精緻な分析ができ、的確な事業執 行、補助金執行業務ができると考える。

特に企業支援については国の対象企業との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと 考え、これにより限られた財源の有効活用が図られる。

なお、移譲までの間は、新産業振興施策を効果的に進める観点から、補助事業における対象企業の採択等 に関する事務に都道府県が関与する仕組みを設けるべきである。

全国知事会からの意見

・産業クラスターへの支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施する産業ク ラスターの支援に係る事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由度をでき るだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る 事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。

経済産業省 再検討要請

管理番号 939 提案区分 A 権限移譲 提案分野 産業振興

提案事項(事項名)

ベンチャー支援に関する事務の都道府県への権限移譲

提案団体 神奈川県

制度の所管・関係府省

経済産業省

求める措置の具体的内容

地域での独自の産業クラスター形成に向けた取組に対して、地域からの求めに応じたアドバイス等(県境を超えてクラスターを形成にも対応。また、全国的視野で形成を推進していく必要がある先導的クラスターについては、国際競争力等の観点から国が主導)

補助事業の交付決定及び確定手続き

採択事業の進捗管理及び指導、助言、協力 等

具体的な支障事例、地域の実情を踏まえた必要性等

現在、経済産業局で行っているベンチャー支援に係る事務を都道府県に移譲する。

「地域新成長産業創出促進事業費補助金」などベンチャー支援に係る補助金の執行、フォローアップ及び成果普及業務を都道府県に移譲。

- * 従前のスキームで国庫補助金とし、間接補助先を都道府県とすることを想定している。
- *地域の実情に応じた弾力的運用ができる補助率の設定をしてほしい。(現行:国2/3 ⇒ 例:国2/3、都 道府県 1/3以内など)

新産業ベンチャーへの支援については、地方でも行っているところである。地方で実施している施策との乖離や補助の重複などが生じる可能性がある。

都道府県において実施することで、地域の特性や既に実施している産業活性化施策との整合性を図ることができる。

補助金については、移譲を行うことで、従前から都道府県で実施している施策との整合性を図り、より効果のある支援策として展開することが可能と考える。

事業主が相談や申請等の手続きをする際の移動時間の短縮に繋がるとともに、さらにきめ細かいフォロー アップなども可能と考える。

根拠法令等

中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第25条

回答区分 C 対応不可

国の経済成長に資すると期待される新産業が急激に変化している中で、その時々に応じて我が国の産業競 争力強化に資する広域的な取組を全国的な視点から国が判断して、限られた財源の中で集中的に支援して いく必要がある。

各府省からの第1次回答を踏まえた提案団体からの意見

都道府県においては、地域経済の活性化を図る様々なベンチャー支援施策を実施しており、これらの事務を 都道府県で行う方が、国がこの事務を「全国的視点」により全国画一的に国が事業を行うより地域の求めに 応じた的確な支援を行うことができる。

支援対象についても、国と都道府県との重複が考えられることから、都道府県が一体的に実施すべきと考え

また、移譲までの間は、ベンチャー支援施策を効果的に進める観点から、対象企業の採択等に関する事務 に本県が関与する仕組みをご検討いただきたい。

なお、本県では、国の成長分野として示された「ライフサイエンス」「環境」等の新産業分野を中心にベン チャーの起業や事業化に係る支援を行っている。

〈主なベンチャー支援事業の実績〉

〇新産業ベンチャー企業化支援事業(H17~H25)

支援企業73社 成果[会社設立18社、商品化24社、特許出願45社、大手企業との提携等2社、VC等からの 出資22社、試作品完成50社〕

〇エネルギー関連等ベンチャー事業化促進事業(H24·25) 支援企業11社 成果[商品完成3社、製品完成3社、試作品完成5社]

全国知事会からの意見

・ベンチャー企業への支援は、都道府県の関与を強化して地域の実情を適切に反映するとともに、都道府県 が実施する事業と適切に連携することによって、より効果を上げることができる。都道府県が実施するベン チャー企業への支援に関する事業との連携を図り効果を最大限に発揮する観点から問題があるため、自由 度をできるだけ高めた上で、都道府県を実施主体にするか、都道府県に交付すること。

全国市長会・全国町村会からの意見

【全国市長会】

市町村への交付分については、国の関与とは別に、都道府県の関与が新たに加わることや、申請等に係る 事務手続きの増加等への懸念もあることから、慎重に検討を行うべきである。